

令和6年第5回（11月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議員発議案

袖ヶ浦市議会

目 次

議案番号	付 議 事 件 名	頁 数
発 議 案 第 1 号	袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
発 議 案 第 2 号	環境・災害対策特別委員会の設置について	5

発議案第 1 号

袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、袖ヶ浦市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定
により提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

提出者	袖ヶ浦市議会議員	根本 駿輔
賛成者	同	佐藤 博文
同	同	田丸有輝子
同	同	渡辺あゆみ
同	同	木村 淑子
同	同	稲毛 茂徳
同	同	在原 直樹
同	同	笹生 猛

袖ヶ浦市議会議長 小国 勇 様

提案理由

人事院勧告を踏まえた常勤特別職職員の期末手当の支給割合の改定に準
じて、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しよ
うとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

発議案第 2 号

環境・災害対策特別委員会の設置について

上記議案を別紙のとおり、袖ヶ浦市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 12 月 20 日提出

提出者	袖ヶ浦市議会議員	伊東 章良
賛成者	同	榎本 雅司
同	同	小島 仁美
同	同	高橋 大志
同	同	木村 淑子
同	同	湯浅 榮
同	同	笹生 猛
同	同	塚本 幸子
同	同	篠崎 典之

袖ヶ浦市議会議長 小国 勇 様

提案理由

環境・災害対策特別委員会を設置することについて、袖ヶ浦市議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により議決を求めるものである。

環境・災害対策特別委員会の設置について

- 1 名 称 環境・災害対策特別委員会とする。
- 2 委 員 数 9名とする。
- 3 設置の目的 (1) 工業地帯の環境・災害への対策強化についての調査・研究
(2) 自然災害への対策強化についての調査・研究
- 4 調査期間 調査・研究が終了するまでとし、閉会中もなお調査することができる。